入札説明書

高砂市上下水道部(高圧・特別高圧)で使用する電力調達(長期継続契約)(令和4年6月15日公告)に係る入札については、下記に定めるところによるものとする。

記

1 業務内容

- (1)業 務 名 高砂市上下水道部(高圧・特別高圧)で使用する電力調達(長期継続契約)
- (2) 使用予定電力量等 別紙「高砂市上下水道部(高圧・特別高圧)で使用する電力調達(長期継続契約)仕様書」による。
- (3) 仕様内容別紙「高砂市上下水道部(高圧・特別高圧)で使用する電力調達(長期継続契約)仕様書」による。
- (4) 供 給 場 所 別紙「高砂市上下水道部(高圧・特別高圧)で使用する電力調達(長期 継続契約)仕様書」による。

2 入札参加資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、入札に係る公告の日から入札の日(以下「入札日」という。)までにおいて、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録 を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく高砂市の規則等による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)であること。
- (4) 高砂市外に本社、営業所等を有する者にあっては、法人税、消費税及び地方消費税(以下「国税」という。)に滞納がないこと。ただし、高砂市内に本社、営業所等を有する者にあっては、市税及び国税に滞納がないこと。
- (5) 高砂市の指名停止基準に基づく指名停止を入札参加申込期限日及び入札日のいずれにおいても受けていないこと。
- (6) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年高砂市条例第5号)第2条 第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団 密接関係者でないこと。
- (7) 別に定める「高砂市電力の調達に係る環境配慮方針」の「環境配慮状況の基準」を満たしていること。
- (8) 仕様書等の内容を熟知し、電力供給内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

3 入札参加資格審査確認に関する事項

(1) 入札参加資格の確認申請

入札に参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)は、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を提出し、審査を受けるものとする。

また、提出期限までに申請書類を提出できない者又は入札参加資格がないと認められた者は、 この入札に参加することができないものとする。

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書(様式1)
- イ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する 書類の写し
- ウ 商業登記簿謄本(複写可) ただし、発行の日から3箇月以内のものとする。
- エ 印鑑証明書(複写可、拡大複写不可) ただし、発行の日から3箇月以内のものとする。
- オ 国税納税証明書(その3の3)(複写可) ただし、発行の日から3箇月以内のものとする。
- カ 市税完納証明書(複写可) ただし、高砂市に課税がある場合のみとし、発行の日から3筒月以内のものとする。
- キ 決算報告書の写し(申請日の属する事業年度の直前のもの)
- ク 委任状(権限を支店長、営業所長等に委任する場合)(様式2)
- ケ 高砂市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書
- コ 電力供給約款等

(2) 申請書類の受付

- ア 提出期間等 令和4年6月15日(水)から同月21日(火)まで
- イ 提出場所 〒676-0074 高砂市梅井6丁目2番1号高砂市上下水道部技術管理室施設課(伊保浄化センター)
- ウ 提出方法 書留郵便による郵送とし、期限までに必着のこと。 また、封筒に「電力調達入札参加資格確認申請書在中」と朱書すること。

(3)審査結果の通知

入札参加希望者から提出された申請書類により、入札参加資格の確認を行うものとする。 申請書類に基づく審査の結果は、令和4年6月29日(水)までに郵送又はファクシミリに より通知する。

なお、資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、通知を受けた日から7日以内に、高砂市に対しその理由について書面により説明を求めることができるものとする。

(4) その他

- ア 申請書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された申請書類は、返却しないものとする。また、提出された申請書類は、入札参加 資格の確認以外には無断で使用しないものとする。
- ウ 提出期限日以後における申請書類の差し替え及び再提出は、認めないものとする。

4 質問及び回答

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次に定めるところにより受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和4年6月30日(木)から7月6日(水)午後5時まで

イ 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、質問書(様式6)によりファクシミリ又は電子 メールで提出すること。

ウ 提出先 高砂市上下水道部技術管理室施設課(伊保浄化センター)

FAX 079-447-2214

電子メール tact4521@city.takasago.lg.jp

(2)回答については、令和4年7月12日(火)から高砂市ホームページで随時公表する。

5 入札に係る事項

(1) 入札日時等

ア 日 時 令和4年7月22日(金)午前10時30分から

イ 場 所 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市役所本庁舎4階405会議室

電話番号 079-442-2101 内線5274

(担当課) 高砂市上下水道部技術管理室施設課 (伊保浄化センター)

電話番号 079-447-6195

ウ そ の 他 入札の立ち合いは任意とする。

(2)入札方法

ア 令和4年7月21日(木)午後5時までの書留郵便又は持参によるものとする。

イ 入札書提出先住所

 $\mp 676 - 8501$

高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市財務部財務室契約管財課

電話番号 079-443-9011

- ウ 入札執行に当たっては、入札参加資格確認通知書の原本を確認するので、書面を同封しておくこと。
- エ 入札の執行回数は、1回を限度とする。
- オ この入札の公告に定める入札手続、入札に関する条件等を十分承知の上入札すること。

6 落札者の決定方法

- (1) 高砂市上下水道事業契約規程(昭和61年高砂市水道事業管理規程第13号)において準用する高砂市契約規則(平成7年高砂市規則第3号。以下「契約規則」という。)第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上である場合は、くじによって落札者を決定する。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くこと

を辞退することができないものとする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1)入札保証金免除する。
- (2) 契約保証金

8 (9)による月額平均の電気料金に12を乗じて得た金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結時に納付すること。ただし、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約締結時に提出したとき等契約規則第30条各号に該当する場合は、この限りでない。

8 入札に関する条件

- (1) 入札書が所定の場所に所定の日時までに到着していること。
- (2) 入札者が当該入札において2通以上した入札でないこと。
- (3) この入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2者以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってなされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回をすることはできないものとする。
- (7)代理人が入札をする場合は、職員の指示により委任状(様式3)を契約担当者に提出すること。
- (8) 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月別の電力量等の契約単価を設定することを条件とする。

なお、この単価には、燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を除く 電力の供給に必要な託送料金、諸経費及び関西電力送配電株式会社への申込手続き等一切を 含むものとする。

- (9) 落札者の決定は、上記(8) による契約単価に基づいて算出された契約期間に係る電気料金の予定総額を月数で割った「月額平均の電気料金(1円未満の端数を切り捨てた金額)」の比較によって行うものとする。
- (10) 月額平均の電気料金には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。 なお、消費税率及び地方消費税率は、いずれも入札日時点の税率とし、全ての契約期間を 当該税率で算出するものとする。
- (11) 入札者は、入札書に記載した金額の積算内訳を入札書に添えて提出すること。この場合において、積算内訳は、入札金額積算内訳書(様式5-1から5-4まで)に記入すること。ただし、当該入札金額積算内訳書に積算の内訳を記載できない場合は、当該入札金額積算内訳書を見本に任意の様式を作成し、提出すること。
- (12) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

9 支払条件

月払とする。

10 契約

- (1) 契約条項は、契約書(案)によるものとする。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

11 入札の無効

- (1) この入札に係る公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書類に虚偽の記載を した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において、入札参加資格の ない者のした入札は、無効とする。

12 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により、入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。 また、入札者の連合、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は 競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。

これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

13 その他注意事項

- (1) 入札者は、仕様書等を十分に理解し、次に掲げる事項に留意の上、入札に参加すること。 ア 入札者は、入札書を作成して記名及び押印の上封入し、封筒には、入札日、業務名、宛 名並びに商号又は名称及び代表者名を表記して、公告している日時及び場所で、入札執行 職員の指示に従って提出すること。
 - イ 入札書に記載する金額は、アラビア数字で表示すること。万一誤って記載したときは、新 しい入札書を使用すること。
- (2) この入札による契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する 長期継続契約とし、契約を締結した翌年度以後において、当該契約に係る高砂市の歳出予算の 減額又は削除があったときは、当該契約を変更し、又は解除することがある。
- (3) 入札参加資格のある者で入札を辞退する者は、入札の期間前においては辞退届(任意様式)を提出すること。
- (4)入札者は、入札後、入札説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。